

令和3年8月4日（水曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

再開

9時57分

教育委員会、都市局

9時57分

報告事項説明

・白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関すること

質問

10時01分

（質問）

体育館新築工事に合わせて備品を全て入替えた事例は、ほかにもあるのか。

（答弁）

ないと思う。

（質問）

収納量を超えた古いパイプ椅子は廃棄したのか。

（答弁）

使用不可分は解体工事時に廃棄している。

（質問）

パイプ椅子は800脚あることになるが、白浜小学校の児童数は何人か。パイプ椅子を全て使用することはあるのか。

（答弁）

平成30年度は740人である。保護者も入場する行事があれば全て使用することもあったと思う。

（質問）

公平公正な予算執行の観点から妥当でないと考えなかったのか。

（答弁）

松岡議員から詳細な物品リストが示され、その後、学校長に聞き取りを行ったところ購入要望を受けた。担当者としては数量を減ずることしかできなかった。

（質問）

最終的に学校長から要望書が提出されているが、始まりはPTAもしくは松岡議員どちらの要望であったのか。

（答弁）

学校長との話合いの中で出てきた話であり詳細は分からない。

（質問）

学校長に聞き取りをして要望どおりに対応したのであれば、全ての学校に対して同じ対応をすべきであると思うがどうか。

（答弁）

通常は学校長から要望を受けた後、学校と相談の上、事務局でどこまでが必要か判断する。複数年に対応する場合もあるし、必要な予算が相当高額になる場合は断ることもある。

（質問）

500万円余りの決算額となっているが、この程度の金額は問題なく対応できるのか。

（答弁）

余裕があるわけではない。上司とも相談し保留している予算から執行した。

（質問）

全ての小中学校が一斉に要望した場合、対応できるのか。

（答弁）

本事例では400万円ほどの備品を追加で購入しているが、現状では体育館の新築工事のたびに全て備品を新調することは難しい。今後は事前に学校に確認し、予算要求の時点で必要な備品購入分を盛り込むことを検討していく必要があると考えている。

（質問）

本事案は今までにない対応だ。なぜ、松岡議員だけを特別扱いするのか。

（答弁）

本事案では学校長からの要望の前に松岡議員から要望があり、PTAからも教育委員会で備品をそろえてほしいとの要望があった。

(質問)

学校教育は学校長を中心に独立した機関として運営されており、学校長はPTAや議員などの要望を取りまとめて、教育委員会と協議するのが本来の在り方だ。教育委員会は学校長と協議し、教育委員会の予算とルールに照らし合わせて決定すればよい。

松岡議員以外の議員はこのような要望はしていないはずだ。政治は教育に対して不当に介入してはいけなく、白浜地区だけこのような特異なことを認めている。なぜ、その点への着目がないのか。

パイプ椅子を一々議員に確認して購入すること自体間違っている。本来のルールを逸脱して、市議会議員の要求どおり体育館のパイプ椅子を購入したことを反省しないとイケない。基本的な判断が問われているが、どうか。

(答弁)

学校長に確認して教育委員会のルールにのって対応すべきであった。真摯に反省しないとイケないと思っている。

(意見)

松岡議員に対しては、学校長と十分協議し、学校教育に支障のないようにすると答えていけばよかったのではないのか。

松岡議員だけでなく教育委員会の対応にも問題があると思う。一部の学校が松岡議員によって不当に介入されている。なぜ、毅然とした態度で対応しなかったのか。教育委員会としての原理原則を大事にしないとイケない。市長部局から要望を受けて、教育委員会が基本姿勢をまげて対応しているからこのような問題が生じていると思う。

(意見)

7ページに松岡議員の発言として「産業局に噛ませてもよい。市場の件で迷惑がかかっている。」とある。市場の移転を口実にしているが、不当要求ではないのか。

(質問)

当該事業のため影響を受けた事業の有無について、他事業への影響はなしという書き方は適切な表現ではないと思う。改められたい。

(答弁)

もう少し丁寧な記述に改めたい。

(質問)

当初予算は120万円余りしかないのに500万円を超える予算をつけた。最終的に誰が決定したのか。

(答弁)

教育長まで報告している。ただし、概算額は説明したが、細かな購入額については逐一報告していない。

(質問)

説明時に市場移転を考慮に入れる必要があると言及したのか。

(答弁)

それはない。

(質問)

予算措置しておきながら4倍近い増額を行うことは通常あり得ない。教育委員会内でも市全体の問題だから対応せざるを得ないという暗黙の了解があったとしか思えないがどうか。

(答弁)

私の中にはなかった。

(質問)

なぜ要望に応じたのか。

(答弁)

ルールを逸脱したことは認識している。学校長からの要望もあり対応してしまった。

(要望)

事前ヒアリングを行い、きちんと査定した上で予算要求されたい。本事案のように後で要望を受けて増額することは今後ないようにされたい。

(質問)

臨時対応分の予算は、災害対応等のための緊急措置用のものである。本事案で使われた予算は、予備費のようなものであり、必要な事態が発生しなければ未執行で残すものであり、今回の対応は予算上のルールを逸脱している。予算査定後に、新たに予算をつけるのであればその次の年度予算

とすべきだ。

また、松岡議員に対してパイプ椅子の数は学校長に相談すると一度は説明したが、自分が地域の代表として必要数を伝えると同議員に押し切られてしまっている。

このような形を認めていくと介入が増え、学校の中立性が保てなくなる。本事案は予算だけでなく、学校長と相談して決めることに関してもルールを逸脱している。そのことを教育委員会自身が押さえていないといけない。

委員会に報告する以上、自分たちの非を認めて、今後は正していくという真摯な対応を示してほしいと思う。

(答弁)

押し切られてしまったことは反省している。また、当該年度に予算措置していなければ、次年度に予算要求を行うのが大原則であるが、当該年度予算で安易に対応してしまったことも同様に反省している。今後はこのようなことが起こらないように十分注意していきたい。

(質問)

パイプ椅子は300脚購入しているが入札による購入か。また、スリッパはどうか。

(答弁)

パイプ椅子は単価契約であり、500万円までは専行調達できる。スリッパは単価契約でないため10万円を超えると専行調達ができないため契約課で入札を行っている。

(質問)

単価契約は市全体として予算上限があるのか、それとも各課対応か。

(答弁)

単価契約の物品については、各課の予算でその単価で登録業者から調達を行う。ただし、決裁規程上500万円が上限であり、それ以上になると入札となる。

(質問)

専行調達と契約課調達となる基準を説明されたい。

(答弁)

10万円を超えるかどうかである。10万円以上でなければ課長の権限で購入できる。

(質問)

10万円は消費税込みか。

(答弁)

そうである。

(質問)

調達物品一覧の金額は消費税込みか。

(答弁)

税込みである。

(質問)

卓球台や跳び箱(高学年)は10万円未満であるが契約課発注となっているのはなぜか。

(答弁)

予定価格が10万円以上になると契約課案件となる。指摘の案件は、見積り合わせの結果10万円未満となったものである。

(質問)

跳び箱などは個々に随意契約を行ったのか。1つにまとめて発注はできなかったのか。

(答弁)

仕様が異なるため、仕様書ごとに執行伺を作成するのが一般的なルールである。

(質問)

各委員からたくさんの指摘があったが、教育委員会としてどのように情報共有していくのか。

(答弁)

本事案は、公平性の観点から不適切な対応であったと反省している。予算を400万円程超えて使ったが、教育現場での体験から予備的な予算として緊急事態が発生したときのために置いておく必要もあると実感している。

今後、予算を超えて事業執行や物品購入を行う必要があれば、その都度、部長級以上の職員で点検していきたいと考えている。

(要望)

適正な予算執行が行われるよう部内で情報共有を進め、間違ったことは止めることができるよ

うな体制とされたい。

(委員長)

先ほど事前ヒアリングを行い、必要な備品費用は予算要求時に盛り込むとの答弁があったが、教育委員会の方針と捉えてよいのか。

(答弁)

現状では体育館の建て替えを行う場合、前年度にヒアリングを実施していない。今後、体育館を新築する場合、何が最優先で必要であるのかを事前に確認し、それに基づいて予算要求を行いたい。

(委員長)

本事案を所管事項に入れるべきかどうか意見があれば発言されたい。

(委員)

ほぼ議論は尽くされていると思うが、松岡議員によって行政がゆがめられている。所管事項につけ加えて委員長報告に入れるべきだ。

(要望)

資料の事業開始から現在に至るまでの経緯における説明は、備品購入が必要であったと思えるような表記である。また、当該事業のため影響を受けた業務の有無において、他事業への影響なしと表記している。双方とも適切な表記ではないため修正されたい。

(委員長)

本事案を所管事項に追加することとする。本日の議論を踏まえ、資料の表記なども含めて再度報告されたい。

質問終了

10時50分

報告事項説明

・平成30年度糸引小学校東門西側校庭整備工事に関すること

質問

10時54分

(質問)

松岡議員から4月に要望があって5月に対応している。かなり早い対応だと思うがどうか。

(答弁)

予算措置はしていなかったが、造成整備事業費の中で手柄小学校の運動場東側校庭整備工事を当

該年度に予定していた。その予算は1,194万円余りであったが、平成30年3月に設計が完了し、工事費が217万円余りとなり、976万円余りが不用額となるのが4月の段階で判明していたのでそれを活用した。

(質問)

松岡議員からの要望に対する要望記録は作成しているのか。

(答弁)

電話での要望であり、記録票は作成していない。

(質問)

公平公正の観点や児童の安全性、緊急性から必要な工事であったのか。

(答弁)

雨天時に非常にぬかるむということであり、学校に確認したところ整備してほしいとの要望があったため事業を執行した。

(質問)

なぜ要望記録がないのか。全件記録の作成が必要であることは、課長以上の管理職等研修を受けて認識していたと思うがどうか。

(答弁)

きちんと作成していなかった。申し訳なく思っている。

(質問)

学校長に確認すれば必要と言われることはたくさんある。要望を受ければ何でも対応するのか。公平公正の観点から再度答弁されたい。

(答弁)

東門を通過して通学する児童が増えていた。次年度に予算要求することが原則であったかもしれないが、子どもたちのために早く対処してあげたいという思いがあった。

(質問)

本事案は指名競争入札であるが、松岡議員から何も言及されなかったのか。指名業者5者のうち少なくとも3者が地区内業者である。落札業者も地区内業者である。

(答弁)

松岡議員から何も要望等はなかった。また、指名競争入札の業者選定は契約課である。

(委員長)

本事案は公平公正で子どもたちのために実施したと理解してよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

「当該事業が影響を与えた事業はない。」という表現は改めてほしい。

(答弁)

不用額があれば執行残とすべきであったことは認識している。影響を与えた事業がないという表現は改めたいと思う。

(質問)

子どもの数は初めから分かっていたことだ。学校から以前より要望があったが、予算要求に上げていなかったのか。

(答弁)

そういうことではなかった。

(質問)

全ての学校から要望があっても要望どおりの予算はつけていない。また、予算が余れば優先順位から考えて復活的に予算を回すべきであるが、事務が煩雑になるため次年度の予算要求を行うのが本来のルールである。

子どもたちのためであっても松岡議員からの要望を優先的に応じるのは公平ではないし、ルールを逸脱して事業執行してしまったことについて、理屈をつけて言い訳してはいけない。学校から聞いている要望であれば年度内対応できないと毅然と断るべきであったと思う。

さらに、不用額があったからといえ、予算措置をしていない事業に対して、不用額を流用する権限が課長にあるのか。予算執行の基本原則として不用額は残さないといけないのではないのか。役所で決まっているルールを議会に説明もなしに行うのか。

終わってしまったことは仕方ないかもしれない

が、きちんと反省をして今後は改めるという方針を示してもらわないと我々は納得できないし、子どもたちの安全を前面に出した答弁は通用しない。

松岡議員から連絡があるまで学校から要望はなかったのではないのか。事業自体が悪いと指摘しているのではない。たくさんの学校や地域から要望がある中で、松岡議員からの要望があり、予算措置もしていない事業を年度内執行で対応したことについて、行政の公平性が損なわれたのではないかと着目している。公平性がゆがめられると教育行政への信頼性が失われてしまう。その点を指摘しているのになぜ反省しないのか。

(答弁)

指摘のとおり、本来であれば翌年度に予算要求を行い実施すべき工事であった。その点については判断ミスであり真摯に反省したい。学校施設課は緊急対応も多いが、今後はしっかりと線引きをして対応したい。

(質問)

工期が6月から10月であるが、夏休み中に工事はできなかったのか。

(答弁)

危険な工事は夏休み中に対応している。書類整備などの関係で工期は長めに取っている。

(質問)

工事自体は1月半程度で完了したのか。

(答弁)

子どもたちに迷惑がかからないように夏休み中に工事を行っている。

(要望)

学校の先生は、ハード面の整備が分からないところがある。協議委員会や合同点検の場で議論してもらってもよいと思う。予算の関係もあり、学校現場は教育委員会に対して相当気を遣っている。その辺りは改善して行ってほしい。

(要望)

雨天時に東門がぬかるむ問題などは学校長がきちんと把握しておけばよかった話だ。要望があれば課長が中心となって、ヒアリングなども行い、

精査しないといけないと思う。もっとしっかりとした対応を取られたい。

(質問)

手柄小学校の工事の件であるが、工事は完了しているのか。

(答弁)

完了している。

(委員長)

ルールの逸脱があったとの指摘があったので、本事案も所管事項にせざるを得ないと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

本事案を所管事項に追加する。委員からの指摘について精査して、今後報告されたい。

質問終了

11時16分

報告事項説明

・令和元年度白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事に関する事

質問

11時20分

(質問)

松岡議員から要望がなくても防球ネットは必要だったのではないのか。

(答弁)

体育館を撤去したところに防球ネットは設置したが、西側には設置していなかった。最初から設置すべきであったと松岡議員からも叱責を受けたが、学校の意向も確認の上、危険性があると判断し設置に至った。

ただし、翌年度以降に予算要求を行った後に設置するというルールからは逸脱した対応であったため、その点については反省している。

(質問)

要望記録を作成していないのはなぜか。

(答弁)

相撲場についても要望記録が作成されていないと指摘を受けている。今後はしっかりと取り組んでいきたい。

(質問)

別途事業の不用額を弾力的に活用し執行とあるが、別途事業について説明されたい。

(答弁)

造成整備事業費における城北小学校の東側の意匠改修工事で270万円余りの不用額が発生し、手柄小学校運動場南側の防球ネット工事でも不用額が199万円余り発生した。合わせて470万円余りの不用額で対応した。

(委員長)

ルールを逸脱して対応しているので、所管事項に追加したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

指摘事項については精査して、次回の委員会で報告されたい。

質問終了

11時25分

報告事項説明

・姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関する事

質問

11時30分

(質問)

災害のようなことでもない限り、予算措置していないものに対して単年度執行することはあり得ないが、松岡議員から要望があり、これだけたくさん予算措置されていないものに対して、単年度処理している。

教育委員会と松岡議員の間において、こんなにもゆがめられた行政執行が発生している。もっと真摯に反省してもらいたいと思う。当初計画の総事業費として800万円とあるがこれは何か。

(答弁)

臨時的な修繕工事に対応するための公民館の整備事業の中にある枠予算だ。

(質問)

その予算と本事案に係る関係性はあるのか。

(答弁)

本事案は、レイアウトを変えてしまうような大

規模改修工事ではないが中規模な改修工事であったと思う。修繕工事ではないという認識であるが、予算があったので、当時の担当者が活用したものであると思う。

(質問)

当該予算は、緊急時のための予算であり、この事業に使えるものではない。勝手に充て込んだだけであり、そこを明確にしないといけない。

また、談話室は公民館全てに共通する課題だ。ほかの公民館から要望があれば全て対応するのか。そんな大事なことを予算措置もしていないのに執行すること自体危険極まりない。

何度も指摘するが、箇所づけせず枠として措置している予算を、当然のように使ったとの説明であったが、この予算を使うこと自体間違っている。その認識をしっかりと持たないといけない。

教育委員会は松岡議員からの要望に対しては特例で対応している。そのことをしっかりと押さえ、教育委員会としても大きな失敗をしてしまったと反省する必要があるのではないか。認識の問題としてどう思うか。

(答弁)

指摘のとおり財政規律を無視した執行を相当行っている。組織として対応できておらず、幹部職員が矢面に立って、できないことはできないときちんと断る必要があったと反省している。

(質問)

当時の生涯学習課長の報告では、松岡議員が激怒すると何回も記載されている。その言動の聞き取りが必要だと思う。

また、「白浜の人口は合併町より多い。税収の少ない地域でもいろいろ要望を聞いているのに、税収の多い地域の要望は聞かないのか。」などの発言は差別発言だ。実際、白浜地区からの税収が多いかどうかは知らないが、納税額の多寡で行政サービスの提供に差があってはいけない。このような発言を市議会議員が行ってよいのか。

一連の発言内容を見ると、差別発言や脅かしているが、不当要求ではないのか。関係職員にヒア

リングを行い、教育委員会として再度整理する必要があると思うがどうか。

(答弁)

当時の生涯学習課長は松岡議員への対応は慣れているので、平成28年6月14日の要求も不当要求だと思わなかったとのことである。ただし、公民館担当係長は不当要求と感じたとのことである。

(要望)

もう一度精査されたい。教育委員会は要求を受けると単年度執行で対応しているが、その背景に何が合ったのか。

普通の議員であれば、要求を行って当該年度中に対応を迫るようなことはしないが、松岡議員は執拗に繰り返して要求を行っている。さらにその中でこのような暴力的、差別的発言もある。

過去の対応事例から、教育委員会は松岡議員の要望に対して単年度執行で対応するような状況に組み込まれてしまっていると思う。もっとその点に着目しないといけない。

また、松岡議員に限って学校施設課長の要望記録がない。意図的に記録していないのであれば問題だ。ほかの議員からの要望に対しては、たくさん記録していることを知っている。その点も精査されたい。

(質問)

地元からも要望書が出ており、生涯学習課長が対応しているが、直接松岡議員から要望を受けたのは誰か。

(答弁)

6月2日の記録のとおり、当初対応したのは生涯学習課長である。

(質問)

松岡議員は市場の代償と発言しており、内海元副市長からは市場関係の要望には積極的に対応するよう指示があったとある。やはり背景にこのような事情があったのか。

(答弁)

この記録からの推測となるが、教育委員会は当初松岡議員の要望を断る方向で対応していたが、7

月21日の段階で産業局長から協力要請があり、そこが転機になったと思う。

教育委員会の担当者としても市場の移転を円滑に進展していくためにも、市の方針に従ったところがあるのではないかと思う。

(質問)

11ページに産業局長から財政当局に差金戻しの件とあるが、差金戻しとは何か。

(答弁)

差金戻しは、例えば予算が1,000万円として、設計すると900万円となり、入札にかけると850万円が落札された場合、設計と入札との差額50万円が差金となる。なお、予算と設計の差額100万円は不用額となる。

本市の財政上のルールで、補助事業の満額執行の場合を除き、差金戻しは行っていない。本事例でいえば、差金戻しでの対応は不可能なので財政課としても認めない。

(質問)

産業局長から財政課長に電話し、差金戻し等今年度予算での対応に協力してほしい旨を依頼とあるが、当時の財政課長は教育次長である。この辺りの状況について説明されたい。

(答弁)

財政規律を無視するような対応に対して、いろいろな事情があったとしても応えてきたということで担当者を叱責したと思う。

(質問)

内海元副市長は市場の白浜移転が最優先課題であり、ルールを逸脱してでも事業を進めるという認識であったのか。

(答弁)

当時の庁内の雰囲気として、市場移転を優先させることが各局に浸透していたのは事実である。

(質問)

改修工事のやり取りに関して、12月8日に「議員が工事について地元業者の発注となっているのか聞いている。」とあり、さらに「指名競争できるものを一般競争にするのか。」と怒っている。この状

況から言えば、松岡議員は白浜の地元の業者が優先的に工事を受注できるよう根回ししているとしたか考えられない。入札まで介入していると思うので、この部分も含めて精査されたい。

(答弁)

この工事は一般競争入札であったが、1,000万円より少し少額となっても契約課入札となる。指名業者に関与するのは難しいと思う。

(質問)

入札に対する介入は、議員政治倫理条例や法律からいえば、結果を問うものではなく、行為自体が問題となる。入札ルールは契約課で決めており、それを逸脱させるような不当な要求はできない。資料があるので再度精査されたい。

(答弁)

当時の担当者に再度聞き取りを行いたい。

(質問)

10月27日に設計書を見せて説明とあるが、入札公告前に設計書を見せることがあるのか。

(答弁)

これは配置図である平面図を用いて説明したものであり、設計書そのものではない。

(質問)

12月9日の内容からいえば、松岡議員は指名競争にしたかったと思う。ほかの議員に対しても事前に一般競争入札や指名競争入札になることを個別に伝えることがあるのか。

(答弁)

基本的にはそのような情報を伝えることはないし、伝えることではないと認識している。

(要望)

当時の担当者からのヒアリングも含めて、この部分はよく精査されたい。

(質問)

今までの3件は電話のみの要望であったりすぐに対応しているが、この事案については、副市長の名前が出てきたり現場は相当抵抗したと思う。課長だけが一生懸命に耐えているように見えるが、教育委員会の中でのやり取りが分からない。その

辺りの調査はできないのか。

(答弁)

教育長まで報告を上げていたようである。ただし、決裁は取っていない。

(質問)

副市長だけでなく、教育長が実際どのようなやり取りをして指示を行ったのか。やらざるを得ない理由は市場移転だけでないと思う。

ほかの事例と同様、教育委員会が一丸となって対応できる方法を考えて要望に応じているように思う。その点をもっとしっかりと説明できるように聞き取りなどの調査を行って報告されたい。

(答弁)

さらに聞き取り調査を行いたい。

(質問)

予算に関して不適切な執行を行ったとの報告があり、当該事業のため影響を受けた事業はなしと資料に記載されている。先ほどの事案も別途事業の不用額を弾力的に活用して執行と記載があるが、別途事業の内容資料の添付もない。このような雑な資料提供でよいのか。

(答弁)

定型的な報告様式であり、思いについては口頭で説明しようと考えていた。資料として残っていくことを考えれば、中身についてもっと精査すべきであったと反省している。

(質問)

これだけのことをやってしまったという反省に立って説明してもらわないといけない。このような資料であれば今も同じことをしているのではないかと思ってしまう。

(答弁)

今回報告した4事案とも資料作成の段階から不適切な事業執行であったと認識していた。定型的な表現にしていたことについては反省している。

(要望)

特別委員会に資料提出することの意義をよく考えてほしい。審査に当たっての大事な資料となるので指摘を受けて反省、改善するということにな

らないようにされたい。

(質問)

中杉元教育長から松田前教育長に代わってから、このような対応になったのか。

(答弁)

偶然であると思う。

(意見)

平成28年度はかなり抵抗しているが、松田教育長になってから要望に対して折れていったような印象を受ける。

(質問)

都市局長に確認したいが、9ページに「営繕課長に相談にのってやってほしい旨の電話をされる。」とある。また、8ページでは「都市局長が議員に面談、収まった様子。」とあるが記録を作成しているのか。

(答弁)

都市局長の面談は要望でもないので作成していない。

(質問)

営繕課長についてはどうか。

(答弁)

営繕課長に電話があったものではなく、生涯学習課長に対して営繕課長にも同席してもらい話を聞きたいということであった。

(質問)

営繕課は議員や市民と接点はない。相撲場にしても本事案にしても、これはおかしい等の指摘をすることはなかったのか。

(答弁)

営繕課としても疑義を感じれば意見や指摘も行うが、所管部局が予算取りをしているので、基本的には所管部局の決定をベースに対応している。

(委員長)

聞き取りや精査が必要であるとの指摘も多かったので、本事案も所管事項に入れざるを得ないと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

教育委員会の報告案件全てが所管事項となったが、本日の指摘や要望に対して次回以降の委員会で資料提供及び説明をされたい。

質問終了 12時11分

教育委員会、都市局終了 12時11分

休憩 12時11分

再開 13時13分

産業局 13時13分

報告事項説明

・姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事

質問 13時15分

質問なし

質問終了 13時15分

産業局終了 13時15分

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局

13時15分

報告事項説明

・東部析水苑のグラウンド整備に関する事

質問 13時22分

(質問)

先ほどの口頭説明で当時の産業局長や副市長の名前も出たと思うが、口頭説明の内容をなぜ資料に記載しないのか。

(答弁)

当時の建設局長に対して直接要望があったのかどうかのみを確認したので、そのことだけを記載した。

(質問)

地域の防災訓練と資料に記載があるが、どのようなくくりとなるのか。

(答弁)

地域防災訓練は、例えば西部、東部などの地域ごとに分けて、数年に一度その地域ごとで防災訓練を実施するものと理解している。

(質問)

今後、市としては球技での使用に限定しないグラウンド利用も視野に入れていると理解してよいのか。

(答弁)

常時はグラウンドでの活用を念頭に置いているが、防災訓練や水道局の資格審査など、一定の敷地が必要とするものに対しても制限することなく活用していきたいと考えている。

(要望)

車両が入るとグラウンド復旧に費用が必要となるので目的を考えて限定することも必要であると思う。最大限活用できる方法をよく検討されたい。

質問終了 13時28分

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局終了

13時28分

建設局、産業局

13時28分

報告事項説明

・浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事

質問 13時32分

質問なし

報告事項説明

・白浜市場線東ルート of 整備に関する事

質問 13時43分

(質問)

復元工法と再築工法でなぜこんなに大きく金額が変わるのか。もう少し詳しく説明されたい。

(答弁)

当初は再築工法で算定していた。算出式の中に再築補償率という項目があるが、これは耐用年数に対する経過年数を考慮する数値となるが、本事案では耐用年数をほぼ満了している機械があったため最低率しか用いることができないものが多くあった。

復元工法を採用した場合、一度機械を解体して、補足材などを購入して違う場所で組み立てるため、手間賃など多くのコストが発生し高額となる。

(質問)

発生材価格とは何を指しているのか。

(答弁)

解体などを行った際に生じる鉄くずなど、売却できるものの価格である。

(質問)

ここにあった機械を新品購入すると幾らになるのか。

(答弁)

総額で8億円程度である。

(質問)

耐用年数を過ぎているものを復元工法ですれば8億円以上もかかるのか。

(答弁)

再築工法の場合、再築補償率をかけるので仮にその率が2割であれば2割程度の補償金しか出ない。

復元工法の場合、解体して違う場所に移して補足材などを入れたり、器具の調整などを行い組み立てる。今回の場合、再築工法より高くなったが、新品購入より高くなったわけでない。

(質問)

新品購入であれば8億円程度のものが、復元工法ではなぜそんなに高くなるのか。

(答弁)

補償総額を指摘されていると思うが、今の説明は機械だけの話である。

(質問)

機械以外の補償費の算定は変わっておらず、機械だけの算定が変わったのではないのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

機械に関する補償額は幾らから幾らに変わったのか。

(答弁)

具体的な数字は言えないが、再築工法の倍以上の金額となっている。

(質問)

新品購入しても8億円であるのに、耐用年数の過ぎたものを解体して再度組み立てて、さらに多額の補償額が必要となる復元工法をなぜ採用するの

か理解できない。理論的に考えれば、耐用年数を過ぎている機械を解体して再利用するほうが多額になるのであれば、復元工法を認めるのは非常識でないのか。

なぜ、復元工法を採用しようとしたのか分からない。耐用年数を過ぎた工作物にどれだけの金額を提示したのか。無理矢理、復元工法を採用しているのではないのか。

(答弁)

業者から移設の見積りを徴収した上で適切に算定したものであると考えている。

(質問)

耐用年数を過ぎたものに、何億円もの対価を払うということ自体非常識だ。相手方が承諾する金額に近づけるためにそのような金額を提示したと思うが、提示の仕方自体に問題があったのではないのか。

(答弁)

再築工法で認定した場合は、余りにも自己負担額が大きくなり過ぎて、借入金で賄っても経常利益では払い切れないような返済額となるシミュレーション結果が出たため移転工法を変更した。

(質問)

当該企業の経営内容まで踏み込んで補償する必要があるのか。役所の関与がなく、同社が耐用年数に達した機械を自前で更新するのであれば、もっと厳しい経営状況となっていたのではないのか。

(答弁)

通常は一度に全ての機械を更新することはない。本事案は公共事業であり、全ての機械を同時に移転してもらう必要があったため資料のとおりシミュレーションを行った。

(質問)

そのようなシミュレーションしかできず、補償額が膨れ上がるのであれば、大局観に立って復元工法を選択しないという判断をすべきではないのか。

(答弁)

当初予定の補償費より膨れ上がったのは事実で

ある。その時点でこの事業に対してこれだけの費用をかけるべきかどうかについて、検討する必要があったと考えている。

(質問)

多額の市税を投入することの合理性や市民感覚から総合的な判断が必要だったのではないか。

この道路を整備するに当たり、元々4案あったと思うが、財政負担からいえば、負担額が低い案を認めていたと思う。これだけ高額となったのであれば、再度見直しを行い、総合判断をすべきであった。

それを行わず、ほかの工事を止めてまで不足した予算を捻出しようとしたから異常なことになっている。その辺の認識を建設局として総括しておかなければいけない。

なぜ、算出した補償額を採用する段階で事業の見直しを行わずに事業を進めようとしたのか。ほかの事業の予算を止めてまで執行する必要があったのか。総合判断が欠けていたのではないのか。

(答弁)

指摘のとおりであると思うが、4案の中から1案を決定して事業を進めていく中で、事業費が増額しても、交渉を進めている中で別案を採用することは難しい。ただし、議会に対して説明をしていなかったことは大きな問題であったと考えている。

(要望)

当初計画の大幅な変更や予算流用など議会に説明なく秘密裏に進めようとしたことが執行部に対する議会の不信感を生んでいる。その点をしっかりと押さえていないと、今後の行政の進め方に影響が出てくると思う。それだけはよく認識しておいてほしい。

(質問)

移転を求める事業主の負担が大きいため復元工法を採用したと思うが、同様の事例はあるのか。

(答弁)

営業補償を支払う案件については、決算書の提供を受けて確認するが、私自身は本事案のような大きな機械の補償を伴う案件について検討したこ

とはなかった。

適切な場合において安価なほうを採用するという基準があり、今回の事案は安価な工法を採用すれば会社として事業継続が困難となり適切と認められないため、費用は高くなるが復元工法の採用を決定した。

(質問)

精査して適切であるとの説明であるが、ブラックボックスの中で議論されているように感じる。事業は中止となっているが、今後事業を進める場合、補償の内容について改めて考える必要があるのではないのか。

(答弁)

相当大きな機械がある場合は検討せざるを得ない。経常利益以上に返済金が発生するとなれば、企業として協力してもらえないのは明らかであるため工法を変更した。

(質問)

経営内容がよければ、再築工法でも良かったということか。

(答弁)

決算書の内容次第では再築工法でもよかった。

(質問)

相手方の会社の経営状況によって補償方法が変わり、大きく補償額が変わるのであれば、当然議会の意見を聞くべきではないのか。そのような大事なことを担当者レベルで判断すべきなのか。

(答弁)

協力してもらえないと事業が進まないことになる。相手の要求に全て応じるわけではないが、事業費が増えるため、立ち止まって事業を再検討する必要があったと考えている。

(質問)

相手方の会社の経営状況によって補償額が変わってくるような判断は、ルールがあつてないようなものであり非常に危険である。

税金の投入の仕方として正しいのかどうか非常に疑わしくなる。補償額が当初計画から大きく食い違った段階で、この状況を公開して議会に判断

を委ねるべきではなかったのか。

(答弁)

本事案の予算は道路新設改良費の枠の中で議会の承認を得ているが、ほかの路線工事を止めてまで整備費に充てることの承認を得ているわけではない。

執行部に委ねられている範囲を超えて予算執行せざるを得ない状況になっていたと感じており、議会に諮るべきであったと考えている。

(質問)

本事案以外にも全て入口が間違えているので、他の部局も巻き込んだ無理な予算執行となっている。

全てにおいて言えることであるが、判断が難しい場合、議会に報告して判断を仰ぐべきだったのではないか。

(答弁)

当初から本事案の必要性を議会に説明して予算の承認を受けるべきであった。関係部署を含めて入口を間違えないよう注意していきたい。

(質問)

現案で予算が膨れ上がるのであれば、ほかの3案の中から再度選択することは考えられなかったのか。

(答弁)

ルートを選定要素として、道路の線形や総事業費に加え、道路構造面から一番問題の少ない道路にしたいという観点から総合的に勘案して現案に決定した。

相手方との補償交渉が始まっている中でルートを変更することは、事業を進める立場からいえば困難である。

(質問)

移転予定地は緑地帯を伐採して整備したが1億数千万円ほどの費用がかかっている。環境保全のための緑地帯を更地にしてまで移転予定地としたのはなぜか。経緯を説明されたい。

(答弁)

3か所ほど検討したが、工場の操業音等もあるなかで受入れができる場所を探した結果、この移

転予定地に決定した。

(質問)

ほかの移転候補地の取得予定費用と今回用意した土地の整備にかかった費用との比較はできるか。

(答弁)

具体的な金額比較まで至っていない。

(質問)

検討は行ったが、当該地以外の選択肢がなかったということか。同じ面積の土地を用意すれば、1億数千万円もかからないと思う。

(答弁)

近隣ではほぼ同じ面積の土地があり取得可能であれば、そこに移転できたと考えている。

(要望)

本事案は非常に引っかかる部分がある。樹木を伐採した緑地帯の土地の後処理を含めて報告できるよう準備されたい。

質問終了

14時20分

報告事項説明

・新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関するこ

質問

14時20分

質問なし

質問終了

14時21分

建設局、産業局終了

14時21分

建設局

14時22分

報告事項説明

・不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関するこ

質問

14時24分

質問なし

質問終了

14時24分

協議

14時25分

(委員長)

引き続き秘密会を開催したいと思う。前回同様、委員以外の議員も含めて傍聴を認めない秘密会としたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

これより秘密会を開催するので、委員以外は退出されたい。

秘密会 14時28分

建設局終了 15時09分

秘密会終了 15時09分

協議 15時10分

(委員長)

今回の委員会の開催についてであるが、前回の委員会で確認したとおり、決算説明会が行われる8月26日に開催したい。なお、当日は議運も開催されるが、午前中に終了すると思われるので、午後1時からの開催としたいと思う。

審査内容は、監査報告を受けたいと考えているが、時間的に少し難しいと聞いている。そのため、間に合えば監査報告を受けることとし、間に合わないのであれば、所管事項や追加案件の審査を引き続き行いたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

今回の委員会は8月26日午後1時に開催する。

また、弁護士の活用についてであるが、現在、事務局を通じて兵庫県弁護士会姫路支部から弁護士の推薦を受けている。現時点では正式な契約に至っていないため、被推薦者の氏名の発表は差し控えるが、今回の委員会では、経歴なども含めて委員会に報告したいと考えている。

閉会 15時12分